

## 介護サービス提供体制整備促進事業費補助を活用した施設整備の方針

介護サービス提供体制整備促進事業費補助の対象のうち、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の施設整備の方針を次のとおり定める。

方針は、関係法令及び各施設の設備及び運営に関する基準に加えて運用する。

### 1 全般

- ・静岡県建築構造設計指針・同解説 2014年版、平成27年4月1日適用（平成27年2月6日付け住安第3088号静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全課長通知）に準拠するように努めること。
- ・静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年条例第47号）及び静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）に適合するように努めること。

### 2 居室（宿泊室）

- ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるように努めること。
- ・直接外気に面して開放できる窓を設けるように努めること。

### 3 便所

- ・便所は、居室（宿泊室）のある階ごとに、ユニット等の区画内に分散して、入所（宿泊）定員3人に1箇所以上の割合で設けるように努めること。
- ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置するように努めること。

### 4 浴室

- ・介護を必要とする者が使用するのに適した個別浴槽を基本とし、脱衣室はプライバシーの確保に配慮した設備等を設けるように努めること。また、介護度が高い方も入浴できるようにリフト等の設備を設けることが望ましい。

### 5 廊下

- ・廊下は、車椅子が支障なく通行できる幅を確保し、手すりを設置するように努めること。

### 6 食堂

- ・利用者が食事、談話等を行うのに十分な広さを確保するように努めること。
- ・台所は、利用者も使用可能な設備とすることが望ましい。

### 7 洗面設備

- ・居室（宿泊室）のある階ごとに設けるように努めること。
- ・介護を必要とする者が使用するのに適したものを設置するように努めること。

### 8 介護職員室等

- ・職員の事務処理、休憩、着替え等に必要な設備、場所等を設けるように努めること。